

令和元年10月東日本台風による洪水時対応にかかる主な反省点ほか

～第7回利根川下流域大規模洪水に関する減災対策協議会（令和元年11月25日開催）の意見を含む～

1. 洪水時の水位予測情報が沿川市町に伝わっていない。

昨年10月の洪水時には、要望のあった一部の市町には水位予測情報を提供していたが、対応が統一できていなかった。本年度より「洪水リスクライン」として、当面、関係市町を対象に6時間先までの水位予測情報を公表。ただし、水位予測の精度に関しては改善の余地があることを理解していただく必要あり。併行して、可能な範囲で当事務所からも提供する方法を検討中。

2. 基準となる水位観測所が市町の区域内になく、その地先での洪水の実際と乖離している。

今年度は、正式な水位観測所（取手、押付、横利根）の変更はできないが、須賀（千葉県栄町）及び太田新田（茨城県神栖市）で、氾濫危険水位（レベル4）ほかの水位を参考値として設定した。小貝川の中郷地点（茨城県龍ケ崎市）については引き続き検討。

3. 氾濫警戒情報及びそれに伴うエリアメールが洪水ピーク後に発信され、混乱した。

氾濫警戒情報の発令区域は、水防法に基づくもので区域の変更には時間がかかる。

エリアメールの発信範囲については、今後、市町と調整させていただき、所要の変更を行う方向。ただし、必ずしも市町の意向どおりとならない場合あり。

4. 河口部は潮位の影響を受けるため、利根川下流河川事務所管内の下流側の水位に、銚子漁港でのリアルタイムの水位と天文潮位をあわせてみるようにすべき。

気象庁で予測計算している潮位表が確認できるよう、利根川下流河川事務所のホームページにリンクを貼り付ける予定。

5. 河川の水位に加え、背後地の高さについてもリスク評価に加えていただきたい。（背後地が低い方が同じ河川水位でもリスクが高い。）

全国的に河川水位が警戒又は危険レベルの指標とされており、ご提案いただいた事項については、引き続き検討したい。

6. 気象分野ではAI（人工知能）を活用した予測が進んでいるので、洪水予測もAIを活用すべき。

洪水予測に関しては引き続き検討を行い、精度向上に取り組んでいきたい。AI活用に関しては、研究機関で検討されていると伺っているので、その成果を踏まえて検討したい。

7. 氾濫危険情報が発令されたにもかかわらず、堤防の小段を占用した道路は通行止めとなっていなかったが、本来は通行止めとすべき。

堤防の高さの基本となっている計画高水位の超過が見込まれる場合には、小段の道路や橋梁に関しては通行止めの措置をとることが望ましいと考えている。昨年10月は計画高水位を超過しないことが確実であったため、通行止めの要請は行わなかった。現在、道路管理者と調整ができていないため、今後、運用の協議を行う予定。